

財務省告示第二百二十三号

個人向け国債の取扱機関になることができる者のうち、個人向け国債の募集の取扱いを認めることが適当でないとして認められる者を除いた者を変更したので、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第五項の規定に基づき、個人向け国債の募集の取扱いを行うことができる者を定めた件（平成十七年十二月財務省告示第四百五十一号）の一部を次のように改正し、平成十八年五月一日から適用する。

平成十八年五月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

「、メリルリンチ日本証券株式会社」を削り、「、株式会社エコ・プランニング証券」の次に「、三菱UFJメリルリンチPB証券株式会社」を加える。